

一般社団法人人工知能学会の学会誌及び論文誌への投稿論文等に関する著作権規程

2018年7月26日制定，2018年12月19日改訂

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人人工知能学会（以下、「本学会」という。）が編集、発行及び公開する学会誌ならびに論文誌（印刷物、CD-ROM等の電子媒体、Web等の通信媒体等、媒体を問わない。本学会内の各研究会が独自に発行・公開するものを除く。以下、「学会誌等」という。）に掲載される論文、記事、表紙、画像、映像等の著作物（以下、「本学会向け著作物」という。）に関する著作権の帰属及び取扱いについて定めることを目的とする。

(本学会向け著作物の種類)

第2条 本学会向け著作物を以下の種類に分類する。

- (1) 投稿論文
- (2) 表紙
- (3) 会議報告、研究室紹介、私のブックマーク、書評、文献紹介、およびカレンダー（以下、「3項記事等」という。）
- (4) 上記以外の本学会向け著作物（以下、「4項記事等」という。）

(著作権の帰属)

第3条 投稿論文および3項記事等に関する著作権（日本国著作権法第21条から第28条までに規定される全ての権利。以下、本規程において同じ。）は、当該投稿論文または3項記事等が投稿あるいは原稿送付された時点で、著作者から本学会に譲渡される。ただし、当該投稿論文または3項記事等が学会誌等に掲載されないことが決定した場合、本学会は当該投稿論文または3項記事等の著作権を著作者に返還する。

2 4項記事に関する著作権は、本学会からの原稿依頼に対し著作者が原稿を本学会に送付した時点で、著作者から本学会に譲渡される。ただし、原稿依頼に際して別途条件を定めている場合にはこの限りでない。

3 表紙に含まれるイラストレーションなどの創作物の著作権は著作者に帰属する。ただし、本学会は、当該創作物を学会誌等の表紙として使用する権利を有する。当該創作物の学会誌等の表紙として以外の使用に関しては、著作者と本学会で協議の上、その取り扱いについて決定する。

4 特別な事情により第1項、第2項及び前項の規定が適用できない場合及び著作者が第1項、第2項及び前項の規定の適用を希望しない場合は、著作者の申立てにより、著作者と本学会で協議の上、その取り扱いについて決定する。

(著作者人格権の不行使特約)

第4条 著作者は、本学会及び本学会が許諾する者が投稿論文、3項記事等又は4項記事等について以下の各号の行為を行う場合、本学会及び本学会が許諾する者に対

し、著作者人格権を行使しない。ただし、4項記事等に関して、原稿依頼に際して別途条件を定めている場合にはこの限りでない。

- (1) 翻訳及びこれに伴う改変
- (2) 学会誌等への収録及び電子的配布に伴う改変
- (3) アブストラクトのみを抽出して利用、もしくは要約の作成、翻訳
- (4) その他法令等に基づき同一性保持権を適用することが適切でない改変

(著作者による利用の許諾)

第5条 著作者は、投稿論文、3項記事等について、学会誌等の発行前後にかかわらず、いつでも著作者個人のWEBサイト（著作者所属組織のサイトを含む。）において自ら創作した論文等を掲載することができる。ただし、掲載に際して学会誌等にかかる出典（当該出版物が発行された場合に限る。）及び利用上の注意事項として後記**を明記しなければならない。

2 著作者は、4項記事等について、以下の場合に限定し、再配布を許諾しないことを前提に配布できる。

- (1) メールなどによる個別の請求に対する電子データ形式での配布
- (2) 講義やセミナー等の出席者への印刷物での配布
- (3) 博士論文への転載など従の関係にある形式での配布。

ただし、配布に際して、学会誌等にかかる出典（当該出版物が発行された場合に限る。）及び利用上の注意事項として後記**を明記しなければならない。

3 著作者による利用が本学会の運営に支障を与える場合は、本学会は著作者に当該利用の中止を求めることができる。

(著作物の利用)

第6条 本学会及び本学会が許諾する者が、以下の条件を満たす場合は、本学会向け著作物を、他の著作物に複製利用し、又はWebサイト掲載等の方法により開示利用することができる。

- (1) 当該本学会向け著作物の発行あるいは公開以降の利用であること
- (2) 本学会の著作物であること
- (3) 第3条で規定する著作者人格権を行使しない範囲を超えて本学会向け著作物の内容を改変しないこと
- (4) 電子データの形での利用の場合、ダウンロード等の設定は、本学会が定める規程を順守すること

(例外的取り扱い)

第7条 他の学会等との共催行事に投稿される投稿論文の著作権について別段の取り決めがあるときは、当該取決めが本規程に優先して適用される。

(著作権侵害紛争処理)

第8条 本学会向け著作物に対して第三者による著作権侵害（あるいは侵害の疑い）があった場合、本学会と著作者は、その対応について協議し、解決を図るものとする。

2 本学会向け著作物が第三者の著作権その他の権利及び利益の侵害問題を生じさせた場合、著作者が一切の責任を負う。

(免責)

第9条 本学会は、本規程に定める本学会向け著作物の正確性、完全性、商品性及び特定の目的に対する適合性等に関して、明示又は黙示にかかわらず、一切の表明及び保証を行わない。

2 本学会は、本学会向け著作物の利用の結果として生じた損害（知的財産権の侵害に関する損害を含む。）について、通常生ずべき損害であるか特別の事情により生じた損害であるかにかかわらず、一切の責任を負わない。

（規程の改廃）

第10条 この規程の改廃は、学会誌編集担当理事が提案し理事会の承認を得て行う。

附則

- 1 この規程は2018年7月26日より実施する。
- 2 本規程改定前の著作権の取扱いについては、従前の通りとする。

2018年7月26日

**利用上の注意事項の例：

ここに掲載した著作物の利用に関する注意 本著作物の著作権は人工知能学会に帰属します。本著作物は著作権者である人工知能学会の許可のもとに掲載するものです。ご利用に当たっては「著作権法」に従うことをお願いいたします。

Notice for the use of this material. The copyright of this material is retained by the Japanese Society for Artificial Intelligence (JSAI). This material is published on this web site with the agreement of the author(s) and the JSAI. Please be complied with Copyright Law of Japan if any users wish to reproduce, make derivative work, distribute or make available to the public any part or whole thereof.

All Rights Reserved, Copyright (C) The Japanese Society for Artificial Intelligence.